

Q 亡父の預金 兄が保険金で取得

昨年、父が死亡しました。生前、遺産について遺言を残していましたが、父と同居していた兄に尋ねたところ、遺産は預貯金のみで、それもわずかしかないとのことでした。しかし調べたところ、父が死亡する2年前、兄が父の預金の大半を使い、自分を受取人とする生命保険契約を締結していました。兄は保険金を取得し、私に分ける財産はないと言います。兄の言い分は認められるでしょうか。

ものは一般的には遺産とは扱われないと理解されています。今回の場合は、契約でお兄さんが受取人となつているようですので、質問者の方がお父さんの遺産として保険金を受け取る権利はないと言わざるを得ないかもしれません。

法律相談室

近年、このような遺産を巡るトラブルの相談は以前に比べて多く寄せられています。

保険金は契約内容にもよりますが、契約で指定された受取人が、保険会社から直接受け取ることになります。

大きな不公平が生じると判断される場合、保険金も遺産として考えられる場合があるという決定をしました。今回の相談内容がその

ようないふりに相当すると
(回答=真田範行弁護士)

高齢化や核家族化が進む

しかし、最高裁は2004年、保険金を受け取る相

れる可能性がないわけではありません。

続人と、他の家族など共同相続人との間に非常に大きな不公平が生じると判断される場合、保険金も遺産として考えられる場合があるという決定をしました。今回の相談内容がその

ようないふりに相当すると
(回答=真田範行弁護士)

遺産分割対象の場合も



県弁護士会マスコットキャラクター「ちーべん」

県弁護士会所属の弁護士が、皆さまの法律的なお悩み、ご相談についてアドバイスするコーナーです。随時掲載します。弁護士に直接相談したい場合は、県弁護士会（千葉043・227・8431、松戸047・366・1211、京葉047・431・7775）に電話で予約してください。県内14か所の法律相談センターで、相談することができます。一般法律相談の相談料は、30分2000円（一部を除く）です。